

令和3年10月15日

ニュージーランドでの *Pepino mosaic virus* 発生に伴う対応について

今般、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表2の2の25項に規定し、発生国に対して輸出前の血清学的方法又は遺伝子的手法による検定の実施を要求している *Pepino mosaic virus*（以下「PepMV」という。）が、ニュージーランドにおいて発生していることが新たに判明しました。そのため、同国産の規則別表2の2の25項に規定する植物への暫定的な対応として、輸入時に以下の対応を実施します。

1. 検査証明書の確認

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、ニュージーランド産の規則別表2の2の25項に掲げる植物

(2) 確認内容

令和3年10月18日以降に同国が発給した検査証明書が添付された対象植物について、規則別表2の2の25項の規定に基づく検査が行われ、かつ、PepMVに侵されていないことが追記されていること。

(追記例)

Fulfills item 25 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

2.上記1の確認の結果、当該追記が適切に行われていることを確認できない場合は、廃棄(返送を含む。)となります。

今後、規則の次期改正時に、同国の規則別表2の2の25項に掲げる地域への追加を予定しています。